

# 入院患者さんへ

当院の3階病棟は、介護保険法に基づく下記の基準のもとで介護サービスを提供する介護医療院施設です。

## 記

3階病棟は、介護医療院施設として県知事から指定を受けており、入院患者6人に対して1人の看護職員と4人に1人の介護職員を配置しています。

介護サービスの利用料は、介護保険の給付対象となる施設サービス費の1割又は2割又は3割と介護保険の給付対象外となる費用額が1日当たり1,830円の食費と1日当たり1,728円の従来型個室、1日当たり437円の多床室の居住費と入院患者の選定により提供されるサービスの合計です。

(ただし、低所得者の方は、食費・居住費について負担上限額があります。)

当院においては、患者の負担による付添看護は、認められていません。

(患者の病状等により、医師の許可を得て家族等の負担にならない者が付き添うことは、差し支えありません。)

理事長 中村 丘